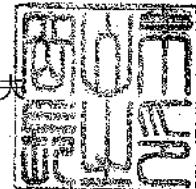


岡山市告示第 462 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和3年5月18日

岡山市長 大森雅夫



1 指定する区域

岡山市南区中畦684番1の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

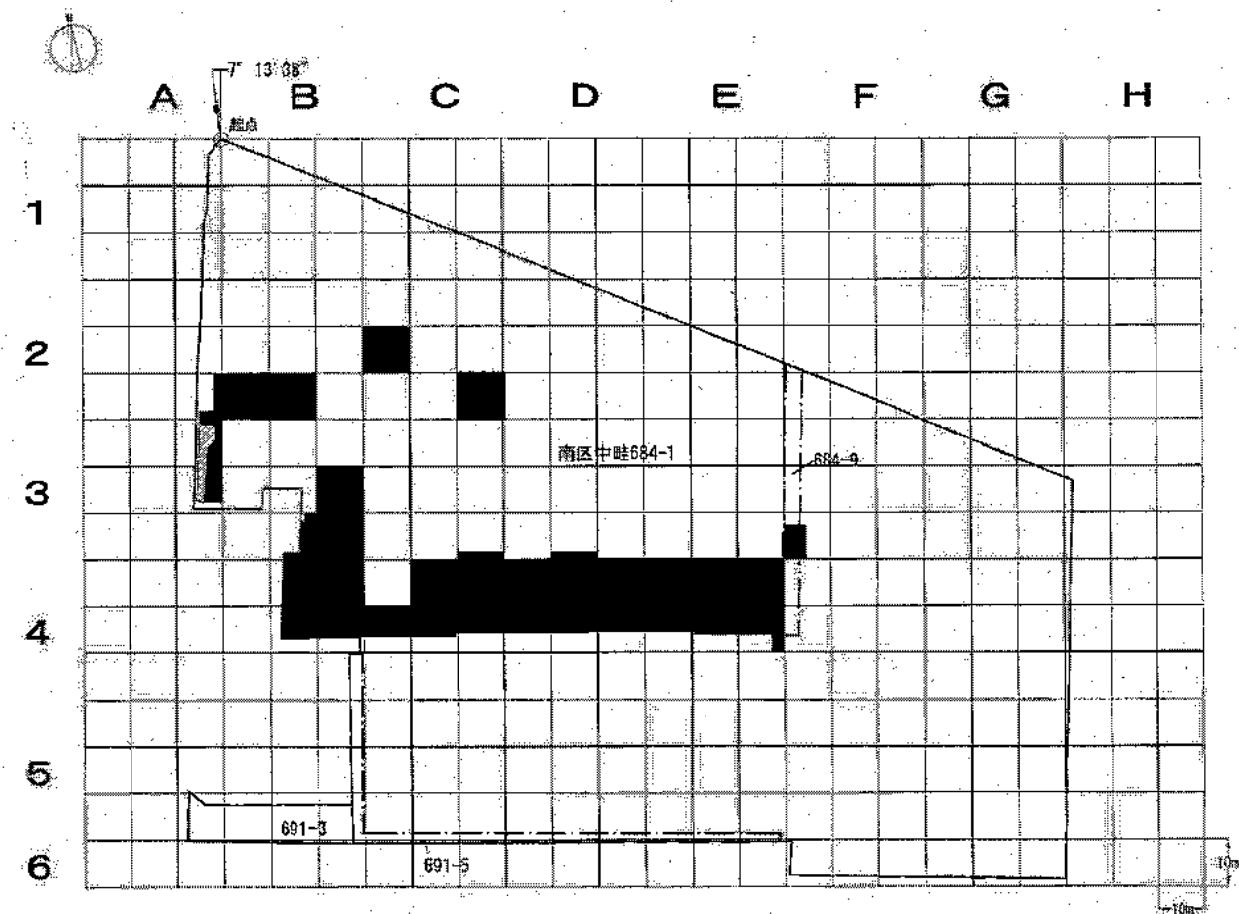
鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

(別図) 指定する区域



凡例

- : 指定済みの区画
(形質変更時要届出区域)
- ▨ : 今回指定する区画
(形質変更時要届出区域)

- (1) 起点は岡山市南区中畦684-1の最北端である。
- (2) 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心とした右回りに7度13分38秒回転させた角度を示す。